

○徳島県工事検査規程

平成十二年十二月二十六日

徳島県訓令第十九号

土木部

徳島県土木事務所

徳島県小松島港開発事務所

徳島県工事検査規程を次のように定める。

徳島県工事検査規程

（目的）

第一条 この規程は、建設工事（以下「工事」という。）について行う地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の二第一項の規定による検査に関し必要な事項を定めることにより、工事の適正かつ効率的な施行の確保を図ることを目的とする。

（検査の種類）

第二条 工事の検査は、しゅん工検査、部分払検査及び中間検査とする。

2 しゅん工検査は、工事の完成を確認するための検査とし、部分払検査又は中間検査において既に検査した部分も含めた工事全体について、別に定める検査基準により行うものとする。

3 部分払検査は、工事の完成前に請負代金の一部を支払う必要がある場合において工事の既成部分を確認するための検査とし、しゅん工検査に準じて行うものとする。この場合において、修補を要する部分があるときは、当該部分は、出来形から除外しなければならない。

4 中間検査は、工事の施行途中において、確認が必要な場合に行う検査とし、しゅん工検査に準じて行うものとする。

（工事検査員の指名）

第三条 前条の検査を行う者（以下「工事検査員」という。）の指名は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に掲げる者が行うものとする。

一 請負対象額が二億円以上の工事 出納局長

二 請負対象額が二億円未満の工事、次号に掲げる工事以外の工事 出納局検査企画課長

三 請負対象額が二億円未満の工事、徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）第四条第四号に規定する総合県民局（以下「総合県民局」という。）の長が契約締結の委任を受けている工事 当該総合県民局の出納室長

（検査の立会）

第四条 検査に係る工事を監督する徳島県行政組織規則第五条第二項及び第

六条第二項に規定する課並びに県立総合大学校本部並びに同規則第四条第二号に規定する本庁構成機関、同条第三号に規定する東部各局及び同条第四号に規定する総合県民局の長（以下「工事監督者」という。）は、工事の検査に当たって、当該検査に係る工事の総括監督員又は主任監督員及び現場監督員（以下「監督員」という。）を立会させなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、このうちのいずれかの者としてすることができる。

- 2 工事監督者は、工事の検査に当たって、当該検査に係る工事の受注者又は現場代理人及び監理技術者又は主任技術者を立会させるものとする。

（検査の請求）

第五条 工事監督者は、受注者からしゅん工検査又は部分払検査の請求があったとき及び中間検査が必要となったときは、速やかに検査に必要な書類を整備し、工事検査請求通知書（様式第一号）を第三条各号に掲げる区分に応じ、出納局長又は出納局検査企画課長若しくは総合県民局の出納室長（以下「出納局長等」という。）に提出しなければならない。

（検査の復命）

第六条 工事検査員は、検査を終了し、当該検査に係る工事を適正と認めたときは、速やかに第三条各号に掲げる区分に応じ、出納局長等に復命しなければならない。

- 2 出納局長等は、工事検査員から前項の規定による復命を受けたときは、工事しゅん工（部分払、中間）検査結果通知書（様式第二号）を、速やかに工事監督者に送付するものとする。
- 3 工事検査員は、検査の結果、修補（第八条第一項に規定するものを除く。）の必要があると認めるときは、第三条各号に掲げる区分に応じ、出納局長等に復命しなければならない。
- 4 第一項の規定は、次条及び第八条の規定による修補の完了の確認について準用する。

（修補工事の請求）

第七条 出納局長等は、工事検査員から前条第三項の規定による復命があったときは、別に定める工事検査検討会議において検討し、その結果を工事検査通知書（様式第三号）により当該検査に係る工事の契約担当者（徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）第三条に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

- 2 契約担当者は、出納局長等から前項の通知を受けたときは、修補の方法、期間等の検討を行い、修補工事請求書（様式第四号）により受注者に修補を請求するとともに、その写しを出納局長等に通知するものとする。
- 3 契約担当者は、受注者から修補工事完了報告書（様式第五号）の提出が

あったときは、速やかに修補工事完了通知書（様式第六号）を出納局長等に提出しなければならない。

（軽易な修補の指示）

第八条 工事検査員は、工事の目的に影響を与えない軽易な工事の修補を要すると認めるときは、監督員とともに修補指示書（様式第七号）により当該工事の受注者に必要な指示をすることができる。

2 監督員は、前項の規定により修補を指示された工事の受注者から修補の完了の報告があったときは、原則として当該修補の指示をした工事検査員にその完了の確認を求めなければならない。

（工事成績の評定）

第九条 工事検査員及び監督員は、しゅん工検査により完成を確認した工事については、別に定める工事成績評定要領により、それぞれがその成績を評定しなければならない。

2 契約担当者は、前項の規定による評定の結果を工事の受注者に通知しなければならない。

（検査結果の報告）

第十条 工事検査員は、毎月の検査結果を、工事検査結果集計表（様式第八号）及び月別累計検査集計表（様式第九号）により、出納局検査企画課長に報告しなければならない。

（書類の整備）

第十一条 監督員は、次に掲げる書類を整備し、工事検査員の求めに応じて、提示しなければならない。

- 一 設計図書
- 二 工程表
- 三 工事中写真及びしゅん工写真
- 四 出来形管理図表及び工程能力図、品質管理図表及び工程能力図並びに使用材料試験成績表及び規格証明書
- 五 その他必要と認められる書類

（特別の技術を要する工事等に関する特例）

第十二条 特別の技術を要する工事その他知事が定める工事の検査については、この規程によらないことができる。

（補則）

第十三条 この規程に定めもののほか、工事の検査に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この訓令は、平成十三年一月一日から施行する。ただし、第十二条第二項の規定は、平成十三年四月一日から施行する。
- 2 この訓令（第十二条第二項の規定を除く。）は、平成十三年一月一日以後に行う検査について適用し、第十二条第二項の規定は、平成十三年四月一日以後に行う検査について適用する。

(徳島県土木工事検査規程及び徳島県建築工事検査規程の廃止)

- 3 次に掲げる訓令は、廃止する。

一 徳島県土木工事検査規程（昭和四十九年徳島県訓令第一号）

二 徳島県建築工事検査規程（昭和四十九年徳島県訓令第十号）

附 則（平成一三年訓令第八号）

- 1 この訓令は、平成十三年四月一日から施行する。
- 2 この訓令による改正後のそれぞれの訓令の様式に相当するこの訓令による改正前のそれぞれの訓令に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成一五年訓令第三号）

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年訓令第三号）

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年訓令第四号）

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年訓令第一〇号）

- 1 この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 この訓令による改正後のそれぞれの訓令の様式に相当するこの訓令による改正前のそれぞれの訓令に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成二〇年訓令第六号）抄

- 1 この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年訓令第一五号）抄

- 1 この訓令は、平成二十年十二月二十六日から施行する。

附 則（平成二一年訓令第七号）抄

- 1 この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年訓令第二号）抄

- 1 この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年訓令第八号）抄

- 1 この訓令は、平成二十三年五月一日から施行する。

附 則（平成二四年訓令第三号）抄

- 1 この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年訓令第二号）抄

- 1 この訓令は、平成二十五年三月二十七日から施行する。

附 則（平成二五年訓令第四号）抄

- 1 この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年訓令第八号）

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年訓令第一号）

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

（出 納 局 長 等） 殿

（工 事 監 督 者）

工事検査請求通知書

次の工事について、検査を請求します。

- 1 監 督 員
- 2 検 査 の 種 類
- 3 検 査 希 望 日

第 1 希 望 日

第 2 希 望 日

年 月 日

年 月 日
- 4 工 事 名
- 5 路 線 名 等
- 6 工 事 箇 所
- 7 受 注 者
- 8 請 負 額
- 9 工 期

始

終

年 月 日

年 月 日
- 1 0 工 事 概 要
- 1 1 検 査 対 象（部分払，中間検査のみ記入）

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

(工 事 監 督 者) 殿

(出 納 局 長 等)

工事しゅん工（部分払，中間）検査結果通知書

次の工事について検査を行った結果，合格と認めます。

年 度		工 事 箇 所	
工 事 名		受 注 者	
路 線 名 等		請 負 額	
監 督 員		工 期	
検 査 日		立 会 人	
検 査 結 果 調 査 書			
評 定 点	点		
工 事 検 査 員	職 氏 名		

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

(契 約 担 当 者) 殿

(出 納 局 長 等)

工事検査通知書

年 度		工 事 箇 所	
工 事 名		受 注 者	
路 線 名 等		請 負 額	
監 督 員		工 期	
検 査 日		立 会 人	
検 査 結 果 調 査 書			
工 事 検 査 員	職 氏名		

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

受注者 住所
氏名 殿
〔 法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

(契約担当者) 印

修補工事請求書

工事の検査の結果、工事の修補が必要であると認められますので、次のとおり修補工事を請求します。

工 事 名	
路 線 名 等	
工 事 箇 所	
請 負 額	
検 査 年 月 日	年 月 日
修 補 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
修 補 事 項	

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

（契 約 担 当 者） 殿

受注者 住所

氏名

⑩

法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

修補工事完了報告書

次のとおり修補工事を完了しましたから、確認してください。

工 事 名	
路 線 名 等	
工 事 箇 所	
請 負 額	
修 補 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
修補完了年月日	年 月 日
修 補 事 項	

年 月 日

（出 納 局 長 等） 殿

（契 約 担 当 者）

修補工事完了通知書

次の工事について修補工事を完了しましたから、確認してください。

工 事 名	
路 線 名 等	
工 事 箇 所	
請 負 額	
修 補 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
修補完了年月日	年 月 日
修 補 事 項	

様式第7号（第8条関係）

決 裁 欄		検年 月 査日	年 月 日
修 補 指 示 書			
工 事 名		受 注 者	
路 線 名 等			
工 事 箇 所		工 期	年 月 日
修 補 期 限	年 月 日		年 月 日
項 目	指 示 事 項		
上記のとおり指示しました。 年 月 日 工事検査員 監 督 員			

修補指示を受けました上記事項については、至急に手配をし 年 月 日までに修補を完了します。			
年 月 日		受注者（現場代理人）	印

様式第8号（第10条関係）

工事検査結果集計表

年 月

[illegible]

注 しゅん工検査，部分払検査及び中間検査は，別葉で集計すること。

様 式 第 9 号 (第 10 条 関 係)

月 別 累 計 検 査 集 計 表

工事検査員氏名

[illegible]